

SNS型投資・ロマンス詐欺の初動捜査を迅速・確実に実施するための体制の見直しについて

令和6年8月30日

警察庁丁組二発第296号、丁企画発第358号

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長、警察庁長官官房企画課長から警視庁刑事部長、警視庁組織犯罪対策部長、警視庁警務部長、各道府県警察本部長宛て

(概要)

SNS型投資・ロマンス詐欺については、本年上半期の被害額が特殊詐欺の約3倍となる660億円を上回る極めて深刻な状況にあるところ、これらの詐欺が新たな警戒の空白とならないよう、引き続き、被害実態の把握及び被疑者の検挙を強力に推進していくに当たっては、被害を認知した場合に、必要な初動捜査が迅速・確実に実施されることが極めて重要となる。

各都道府県警察においては、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害の急増に伴い、管内の被害の発生実態や警察署の業務負担等を確実に把握し、迅速・確実な初動捜査が行われるために必要な体制が構築されているかを確認し、これに不足がある場合には、人員の増強等も含めた体制の見直しについて、検討を確実に進めるよう指示したものである。